いる一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の規定に基づき設立された特定非営利活動法人その他地方公共団体が適当と認めるものとする。

（協議会の公表）

第二条　法第二十七条第五項の規定による公表は、協議会の名称及び構成員の氏名又は名称について行うものとする。

［2　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この内閣府令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和二年六月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令第二条及び第三条の規定は、この内閣府令の施行の日前に計画期間が開始した特定事業主行動計画については、適用しない。

○内閣府令第五十二号

地域再生法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項及び第三項第二号並びに内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十四条第四項の規定に基づき、並びに地域再生法を実施するため、地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年十二月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

地域再生法施行規則及び沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

（地域再生法施行規則の一部改正）

第一条　地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（地域再生計画の認定の申請） **第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 四　法第五条第四項第三号又は第十八号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類 ［五～九　略］ 十　法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号に規定する地域住宅団地再生区域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図 十一　法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号に規定する農村地域等移住促進区域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図	（地域再生計画の認定の申請） **第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第五条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体（同項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ 四　法第五条第四項第三号又は第十五号の事項を記載している場合には、事業主体（同項第三号の事項を記載している場合にあっては、地域再生支援貸付事業（同号に規定する地域再生支援貸付事業をいう。以下同じ。）を実施しようとする者をいう。）の特定の状況を明らかにすることができる書類 ［五～九　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］